

交換契約書 (案)

電子複写機（複合機）の交換について、支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 松岡 宗寛（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）と●●●●●●●●●●は、相互にその所有する物件の所有権を移転する目的をもって、次の条項により交換契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（交換物件の名称、規格等）

第2条 交換物件の名称、数量は次のとおりとする。

1 甲が交換に供する物件（以下「渡物件」という。）

（1）名 称 別表のとおり

（2）数 量 計7台

2 乙が交換に供する物件（以下「受物件」という。）

（1）名 称 別表のとおり

（2）数 量 計7台

（交換価格）

第3条 交換する物件の価格は次のとおりとする。

1 渡物件の価格 金 ●●●●円（税抜）

2 受物件の価格 金 ●●●●円（税抜）

（交換差金）

第4条 渡物件と受物件の交換差金は、金●●●●円（税抜）【●●●●円（税込）】とする。

（契約代金の支払い及び遅延利息）

第5条 乙は、前条に定める交換差金を、交換完了の確認を受けた月毎に支払請求書を作成し、甲に翌月15日までに提出しなければならない。甲は、交換完了の確認を行った後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「支払約定期間」という。）に乙に支払わなければならない。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき及びその額に100円未満の端数があるときは、その金額は支払わない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金を提供する事を免除する。

（物件の引渡場所及び引渡期限）

第7条 交換物件の引渡場所及び引渡期限は、次のとおりとする。

- 1 引渡場所 別表のとおり
- 2 引渡期限 令和8年10月16日

(危険負担)

第8条 本契約締結の時から交換物件の引渡のときまでにおいて受物件が甲の責に帰することのできない事由により、毀損したときは、その損害は乙の負担とする。

- 2 本契約締結の時から交換物件の引渡のときまでにおいて渡物件が乙の責に帰することのできない事由により、毀損したときは、その損害は甲の負担とする。

(瑕疵担保の責任)

第9条 乙は、本契約締結後において、渡物件に隠れた瑕疵があることを発見しても価格の減免若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができない。

(検査)

第10条 甲乙両者は、物件の交換にあたり、検査を受けなければならない。

(契約の費用)

第11条 本契約の締結に関して、必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することが出来る。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 甲が納入期限の延期を認めた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第26条の規定に違反したとき。

- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲

に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第12条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条第2項及び第25条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条第2項及び第25条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第24条 甲は、乙が第10条に規定する検査に合格した後において、当該履行が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

二 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第25条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第26条 第25条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第27条 乙は、交換の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(疑義等の解決)

第28条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第29条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条第2項、第12条第2項、第13条、第15条、第16条、第19条、第21条、第24条、第26条、第27条、第28条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区下石井1-4-1
支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

乙

別 表

	渡物件（7件）			受物件（7件）		
	引渡場所	名称	価格	納入場所	名称	価格
1	岡山労働局助成金センター 岡山市北区桑田町18-28 8 明治安田生命ビル6階	リコー MPC5504A SP		岡山労働局助成金センター岡 山市北区桑田町18-28 明治安田生命ビル6階		
2	労働基準部労災補償課 岡山市北区下石井1-4-1 1 岡山第2合同庁舎	リコー MPC5504A SP		労働基準部労災補償課 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎		
3	岡山公共職業安定所 岡山市北区野田1-1-20	リコー MPC5504A SP		岡山公共職業安定所 岡山市北区野田1-1-20		
4	福祉ジョブ・サポート・ス ペース岡山 岡山市北区鹿田町一丁目1 -1 岡山市保健福祉会館 1階	リコー MPC5504A SP		福祉ジョブ・サポート・ス ペース岡山 岡山市北区鹿田町一丁目1 -1 岡山市保健福祉会館1階		
5	倉敷中央公共職業安定所 児島出張所 倉敷市児島小川町3672 -16	リコー MPC5504A SP		倉敷中央公共職業安定所 児島出張所 倉敷市児島小川町3672- 16		
6	和気公共職業安定所 和気郡和気町和気481- 10	リコー IMC5504A		和気公共職業安定所 和気郡和気町和気481-1 0		
7	笠岡公共職業安定所 笠岡市笠岡5891	リコー IMC5504A		笠岡公共職業安定所 笠岡市笠岡5891		